

令和4年第3回定例会提出予定議案の説明資料

| 議案 番号 | 件名 | 担当部課 | 頁 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----|
| 1 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について | 総務部 人事課／人事課 給与厚生室 | 1 |
| 2 | 柏市職員高齢者部分休業条例の制定について | 総務部 人事課／人事課 給与厚生室 | 4 |
| 3 | 柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について | 総務部 人事課 | 6 |
| 4 | 柏市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について | 財政部 債権管理課 | 7 |
| 5 | 柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 消防局 消防団課 | 8 |
| 6 | 柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について | 市民生活部 市民課 | 9 |
| 7 | 柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について | 学校教育部 児童生徒課 危機管理部 危機管理政策課 | 10 |
| 8 | 柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 保健所 生活衛生課 動物愛護ふれあいセ ンター | 11 |
| 9 | 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 都市部 建築指導課 | 12 |
| 10 | 工事の請負契約の締結について（柏市立風早中学校空調設備更新 工事） | 学校教育部 教育施設課 | 13 |
| 11 | 財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型）） | 消防局 警防課 | 14 |
| 12 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） | 消防局 警防課 | 15 |
| 13 | 財産の取得について（高規格救急自動車） | 消防局 警防課 | 16 |
| 14 | 和解について | 財政部 債権管理課 | 17 |
| 15 | 市道路線の認定について | 土木部 道路総務課 | 19 |
| 16 | 市道路線の廃止について | 土木部 道路総務課 | 19 |
| 17 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に 関する協議について | 総務部 人事課 | 20 |
| 18 | 令和3年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定について | 財政部 財政課 | 21 |
| 19 | 令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて | 財政部 財政課 | 21 |
| 20 | 令和3年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 の認定について | 財政部 財政課 | 21 |
| 21 | 令和3年度柏市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認 定について | 財政部 財政課 | 21 |
| 22 | 令和3年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て | 財政部 財政課 | 22 |

| 議案 番号 | 件名 | 担当部課 | 頁 |
|----------|----------------------------------------------|------------|----|
| 23 | 令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 財政部 財政課 | 22 |
| 24 | 令和3年度柏市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 財政部 財政課 | 22 |
| 25 | 令和3年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 財政部 財政課 | 22 |
| 26 | 令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 財政部 財政課 | 23 |
| 27 | 令和3年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定について | 財政部 財政課 | 23 |
| 28 | 令和3年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について | 財政部 財政課 | 23 |
| 29 | 令和3年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について | 財政部 財政課 | 23 |
| 30 | 専決処分について（令和4年度柏市一般会計補正予算について（第3号）） | 財政部 財政課 | 24 |
| 31 | 令和4年度柏市一般会計補正予算について（第4号） | 財政部 財政課 | 24 |
| 32 | 令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について（第1号） | 財政部 財政課 | 24 |
| 33 | 令和4年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第1号） | 財政部 財政課 | 25 |
| 34 | 令和4年度柏市病院事業会計補正予算について（第1号） | 財政部 財政課 | 25 |

議案第 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 1 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、柏市職員の定年等に関する条例ほか 14 条例の一部を改正し、及び柏市職員再任用条例を廃止しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市職員の定年等に関する条例の一部改正（整備条例第 1 条関係）

(1) 定年制度

ア 職員の定年は、年齢 65 年とすること（第 3 条関係）。

イ アにかかわらず、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における職員の定年は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とすること（附則第 4 項関係）。

| | |
|-------------------------------------|------|
| 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで | 61 年 |
| 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで | 62 年 |
| 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで | 63 年 |
| 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで | 64 年 |

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職（管理監督職以外の職等への降任等の対象とする職）は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とすること（第 6 条関係）。

(ア) 管理職手当の支給の対象となる職

(イ) 行政職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものの職のうち規則で定める職

イ 新地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢 60 年とすること（第 7 条関係）。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、

短時間勤務の職に採用することができること（第12条関係）。

(4) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

令和14年3月31日までの間、任命権者は、定年退職等をした職員のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に係る定年等に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができること（整備条例附則第2条第4項、第5項、第12項及び第13項関係）。

2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（整備条例第3条関係）

(1) 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（（2）において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とすること（附則第17項関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員であって、特定日に（1）により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が当該降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、（1）により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること（附則第19項関係）。

3 柏市職員退職手当条例の一部改正（整備条例第4条関係）

(1) 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額については、定年退職した者等に対する退職手当の基本額に係る規定を準用すること（附則第16項及び第17項関係）。

(2) 2（1）による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする（附則第19項関係）。

4 1 から 3 までに伴い、次に掲げる条例について、所要の改正等を行うこと。

- (1) 柏市職員再任用条例の廃止（整備条例第 2 条関係）
- (2) 柏市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部改正（整備条例第 5 条関係）
- (3) 柏市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（整備条例第 6 条関係）
- (4) 柏市企業職員給与条例の一部改正（整備条例第 7 条関係）
- (5) 柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（整備条例第 8 条関係）
- (6) 柏市職員勤務時間条例の一部改正（整備条例第 9 条関係）
- (7) 柏市職員旅費支給条例の一部改正（整備条例第 10 条関係）
- (8) 柏市職員外国派遣条例の一部改正（整備条例第 11 条関係）
- (9) 柏市職員育児休業条例の一部改正（整備条例第 12 条関係）
- (10) 柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部改正（整備条例第 13 条関係）
- (11) 柏市人事行政運営等状況公表条例の一部改正（整備条例第 14 条関係）
- (12) 柏市一般職任期付職員採用条例の一部改正（整備条例第 15 条関係）
- (13) 柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正（整備条例第 16 条関係）

5 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員高齢者部分休業条例の制定について

議案第 2 号は、地方公務員法第 26 条の 3 の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、柏市職員高齢者部分休業条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 高齢者部分休業（第 2 条関係）

(1) 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 2 分の 1 を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5 分を単位（行政職給料表（二）が適用される職員にあっては、規則で定める単位）として行うものとする。

(2) 任命権者は、職員が 50 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

2 高齢者部分休業取得中の給与（第 3 条関係）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、柏市一般職職員給与条例第 15 条第 1 項及び柏市企業職員給与条例第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 3 条第 1 項に規定する教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給すること。

3 退職手当の取扱い（第 4 条関係）

高齢者部分休業の承認を受けて職員が 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間（その期間に 1 月未満の端数があるときは、これを切り上げた期間）を、柏市職員退職手当条例第 7 条第 1 項から第 6 項までの規定により計算した在職期間から除算すること。

4 休業時間の延長（第 6 条関係）

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該

職員に係る休業時間の延長を承認することができること。

5 この条例は，令和5年4月1日から施行すること。

議案第 3 号 柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、国家公務員の育児休業の制度の改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和すること等を行うため、柏市職員育児休業条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 子の出生の日から 5 7 日間以内の非常勤職員の育児休業の取得について、当該子の出生の日から 5 7 日間の期間の末日から 6 月を経過する日（現行：当該子の 1 歳 6 か月到達日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととする要件とすること（第 2 条第 4 号及び第 3 条の 2 関係）。
- 2 非常勤職員の育児休業の対象期間をその養育する子の 1 歳 6 か月到達日までとする要件について、当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日の翌日以後に配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とすることができること（第 2 条の 3 第 3 号関係）。
- 3 非常勤職員の育児休業の対象期間をその養育する子の 2 歳到達日までとする要件について、当該非常勤職員の配偶者が配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とすることができること（第 2 条の 4 関係）。
- 4 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、私法上の原因に基づき発生する市の債権に係る遅延損害金の計算方法等について定めるため、柏市債権管理条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、私法上の原因に基づき発生する市の債権の履行の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）の計算については、当該債権に係る契約等に定めがある場合を除き、次のいずれかに該当する場合にあっては、端数金額又は債権額の全額（（2）にあっては、遅延損害金の全額）を切り捨てるものとする（第 7 条の 2 第 1 項関係）。
 - (1) 遅延損害金の計算の基礎となる債権額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその債権額の全額が 2, 0 0 0 円未満であるとき。
 - (2) 遅延損害金の額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその遅延損害金の全額が 1, 0 0 0 円未満であるとき。
- 2 市長等は、債務者が履行期限までにその債務を履行しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、遅延損害金の額を減免することができること（第 7 条の 2 第 2 項関係）。
- 3 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 5 号は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正に伴い、損害補償を受ける権利に係る規定を改めるため、柏市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正に伴い、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる規定を削除すること（第 3 条関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 6 号 柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、田中出張所の位置を改めるため、柏市支所出張所条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 田中出張所の位置を次のとおり改めること（第 2 条第 2 項関係）。

| 名称 | 位置 |
|-------|----------------|
| 田中出張所 | 大室 2 4 9 番地の 1 |

- 2 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

議案第 7 号 柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号は、柏市いじめ重大事態調査検証委員会の名称及び担任する事務を改めるとともに、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定による調査を行うため柏市いじめ重大事態再調査委員会を設置するため、柏市附属機関設置条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市いじめ重大事態調査検証委員会の名称及び担任する事務を次のとおり改めること（別表関係）。

| 附属機関 | 担任する事務 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 柏市いじめ重大事態等調査検証委員会 | 市立の小学校，中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態並びに自殺及び自殺が疑われる死亡事案についての調査及び検証に関する事務 |

- 2 次の附属機関を市長の附属機関として設置すること（別表関係）。

| 附属機関 | 担任する事務 | 委員の数 | 委員の任期 |
|-----------------|-------------------------------------|-------|-----------|
| 柏市いじめ重大事態再調査委員会 | いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定による調査に関する事務 | 5 人以内 | 市長が別に定める。 |

- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 8 号 柏市保健衛生手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきマイクロチップが装着された犬の登録に係る手数料を徴収しないこととするため、柏市保健衛生手数料条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請があったものとみなして行う犬の登録に係る手数料は、徴収しないこと（別表 6 5 の項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1 は、令和 4 年 6 月 1 日から適用すること。

議案第 9 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る手数料を制定するため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料を定めること（別表第 2 項の表 6 5 の 1 5 の 2 の項関係）。
- 2 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行すること。

議案第10号 工事の請負契約の締結について（柏市立風早中学校空調設備更新工事）

議案第10号は、柏市立風早中学校空調設備更新工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市塚崎1319番地

2 概要

空調設備の熱源機器の更新及び個別空調設備の設置に係る機械設備工事並びにこれらに伴う建築工事及び電気設備工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

206,800,000円

5 契約の相手方

岡田・大黒特定建設工事共同企業体

構成員 柏市豊四季258番地の2

（代表者）株式会社岡田工業所

代表取締役 岡田 勇

構成員 柏市旭町三丁目1番5号

株式会社大黒工業

代表取締役 佐藤 隆久

議案第11号 財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型））

議案第11号は、救助工作車（Ⅲ型）を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
救助工作車（Ⅲ型） 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
189,200,000円
- 4 契約の相手方
東京都港区港南一丁目2番70号
帝商株式会社
代表取締役 中野 誠

議案第12号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

議案第12号は、消防ポンプ自動車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
消防ポンプ自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
61,160,000円
- 4 契約の相手方
東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北忠司

議案第13号 財産の取得について（高規格救急自動車）

議案第13号は、高規格救急自動車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
高規格救急自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
31,788,900円
- 4 契約の相手方
千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 横田好之

議案第14号 和解について

議案第14号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 和解の概要及び理由

本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方ら（本件建物の入居者及び本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る債務の連帯保証人をいう。以下同じ。）が長期にわたり家賃を滞納していたため、本市は相手方らと交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、和解をしようとするもの

2 和解の内容

(1) 本件賃貸借契約につき、相手方らは、本市に対し、連帯して滞納家賃金649,000円（和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となったときは、その減額後の額）の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ただし、和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となった場合であって、アに規定する期間に滞納家賃の支払が完了するときは、当該期間及びイに規定する期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して4年9か月を経過した日の属する月まで、毎月末日限り、金10,000円ずつ

イ 和解の期日から起算して4年10か月を経過した日の属する月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方らは、本市に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、本件賃貸借契約に基づき、連帯して、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方らが、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金50,000円に達したときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、連帯して(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、入居者は、本市に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

- ア 相手方らが（１）アの金額の支払を５回以上怠り、かつ、その額が金
５０，０００円に達したとき。
- イ 相手方らが（２）の家賃の支払を３回以上怠り、かつ、その額が３か
月分に達したとき。
- (5) (４)により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方らは、
本市に対し、連帯して、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の
明渡しの日まで、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の割合に
よる金員を支払う。
- (6) 本市と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債
権債務のないことを相互に確認する。

議案第15号 市道路線の認定について

議案第16号 市道路線の廃止について

議案第15号及び議案第16号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、開発行為による帰属等のため、25路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、土地区画整理事業の施行のため、3路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

| | |
|---------------|------|
| 開発行為による帰属 | 20路線 |
| 土地区画整理事業による帰属 | 3 |
| 私道の寄附 | 2 |

2 廃止道路の内訳

| | |
|-------------|-----|
| 土地区画整理事業の施行 | 3路線 |
|-------------|-----|

議案第 17 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について

議案第 17 号は、四市複合事務組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する
地方公共団体に加えるため、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定
について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協
議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 令和 5 年 4 月 1 日から四市複合事務組合を千葉県市町村総合事務組合を組
織する地方公共団体に加えること。
- 2 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正
 - (1) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体及び千葉県市町村総
合事務組合の共同処理する事務を共同処理する団体に、それぞれ四市複合
事務組合を加えること（別表第 1 及び別表第 2 関係）。
 - (2) この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 18 号 令和 3 年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 18 号は、令和 3 年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。
主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 19 号 令和 3 年度柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第 19 号は、令和 3 年度柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 20 号 令和 3 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第 20 号は、令和 3 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 21 号 令和 3 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 21 号は、令和 3 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決
算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 2 2 号 令和 3 年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 2 2 号は、令和 3 年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 2 3 号 令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 2 3 号は、令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 2 4 号 令和 3 年度柏市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 2 4 号は、令和 3 年度柏市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 2 5 号 令和 3 年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 2 5 号は、令和 3 年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 26 号 令和 3 年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 26 号は、令和 3 年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 27 号 令和 3 年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 27 号は、令和 3 年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 28 号 令和 3 年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 28 号は、令和 3 年度柏市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第 29 号 令和 3 年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 29 号は、令和 3 年度柏市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度決算の概要のとおりです。

議案第30号 専決処分について（令和4年度柏市一般会計補正予算について
（第3号））

議案第30号は、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増に対応する体制を早急に構築するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年7月22日に専決処分により令和4年度柏市一般会計予算の総額を約7億1,499万円増額し、約1,525億2,567万円に補正したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度7月補正予算の概要のとおりです。

議案第31号 令和4年度柏市一般会計補正予算について（第4号）

議案第31号は、令和4年度柏市一般会計予算の総額を約58億6,364万円増額し、約1,583億8,931万円に補正しようとするほか、継続費の変更、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加及び地方債の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第32号 令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第32号は、令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度9月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 33 号 令和 4 年度 柏市 介護保険事業特別会計補正予算について（第 1 号）

議案第 33 号は、令和 4 年度 柏市 介護保険事業特別会計予算の総額を約 5 億 4, 839 万円増額し、約 302 億 7, 339 万円に補正しようとするほか、債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度 9 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 34 号 令和 4 年度 柏市 病院事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 34 号は、令和 4 年度 柏市 病院事業会計予算の債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度 9 月補正予算（案）の概要のとおりです。